

政治倫理審査会の 審査結果について

令和3年11月26日付けで7人の議員から議長へ調査請求書が2件提出され、同年12月3日付けで議長名において政治倫理審査会に審査請求書を提出しました。4月22日に審査結果が出ましたので報告いたします。

森淳議員に係る 審査請求

政治倫理基準に違反する行為はなかったと判断する

【審査請求内容】

11月9日報道機関による「市長なりすまし推薦文」

森淳議員の湖南市議会議員選挙法定ビラに

関連する報道について、その内容について、市民への説明責任を果たすため

【審査の結果】

条例第4条第1項第1号に規定する政治倫

理基準に違反する行為はなかったと判断する。

【判断の理由】

調査請求で求められた「なりすまし行為」についてであるが、そもそも「なりすまし」については法令上の概念が存在するわけではなく、また社会的にも十分な合意が得られた定義が存在するわけではない。

一般的には、本人の知らない言説ないし行為を、あたかも本人のものであると第三者をして誤認させるような行為と考えられるだろう。なお、そのような意味

での「なりすまし」行為であれば、公職選挙法第235条第1項に規定されている虚偽事項の公表罪に当たるおそれがある。

本件における審査対象者の行為については、市長が審査対象者を推薦することおよび市長名の推薦文を選挙文書に掲載することについて、市長に予め了解を得ており、推薦文の文案について事前に見せて了解を得るといふ手順を踏んでいる。また、公職者の挨拶、演説、答弁等の原稿を本人以外が作成することは一般的に行われており、特に珍しいことではない。したがって、たとえ市長本人が執筆していないとしても、文案

の作成についての委任があったことが合理的に認められ、かつ作成された文案を市長本人が確認する機会を作るという手順が踏まれていれば、社会通念や一般的な社会慣行から考えると、著しい問題があるとは言えない。少なくとも、本人が知らないうちに勝手に文章を作成し、または文章を変えて公表するといふ、上述の「なりすまし」行為には該当しないと判断する。

また、推薦文中の「筆を執りました」という部分については、「私が筆を執るほど信頼を置いて推薦した人物だ」という評価的な側面が強いものであって、筆を執るといふ行為自体にことさら意味がある表現とは言えない。市長との信頼関係については、市長の発言、報道発表の市長コメントからも確認できるので、この点でも社

会的正義から逸脱するようなものではない。

審査対象者の行為は、市長の確認を取る努力をし、十分な手順を踏んでいることから、今日の社会通念や一般的な慣行からすれば「不正」や「不誠実」とは言えず、また議員としての品位と名誉を損なうとは言えない。さらに、有権者を欺いたり、有権者の判断を誤らせるような結果に繋がったりする行為ではなかったと判断し得る。よって、条例が定める政治倫理基準に違反する行為には当たらないと判断する。

※審査結果報告書から抜粋しています。

政治倫理審査会の判断を受けて

湖南市議会として今回の結果を深く受けとめております。そして調査請求を行った議員におきましては、今回

の件を踏まえて各々が誠意ある対応を講ずること、湖南市議会の信頼の回復等に努める所存でございます。

大島正秀議員に係る 審査請求

政治倫理基準に違反する行為があったと判断する

【審査請求内容】

大島正秀議員が、公職選挙法で政治家による選挙区内での寄附行為を禁じているにもかかわらず、10月に行われた市議会議員選挙前に有権者にブドウを配っていた。11月20日発行の京都新聞に掲載されたことについて、市民への説明責任を果たすため。

【審査の結果】

条例第4条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと判断する。

【判断の理由】